

「生駒市子ども・若者総合相談窓口」運営等業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について（公告）

令和6年12月25日

生 駒 市 長 小 紫 雅 史

下記業務について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定するに当たり、参加者の募集を行うので、公告する。

記

1 業務名

「生駒市子ども・若者総合相談窓口」運営等業務委託

2 業務内容及び提出書類

別添「「生駒市子ども・若者総合相談窓口」運営等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」のとおり

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

2以上の事業者で構成する共同企業体での参加も可能とするが、その場合においては、当該共同企業体の構成団体についても次の(1)から(6)の事項をすべて満たし、かつ構成団体のうち1者以上は次の(7)の事項も満たさなければならない。なお、構成団体となった場合は、別に単独で参加すること及び本プロポーザルにおける他の共同企業体の構成団体になることはできないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

- (5) 公示日現在から受託候補者特定の日まで生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店または営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店または営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、その属する法人もしくは法人格を持たない団体、自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で、または第三者に損害を与える目的で、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等直接的もしくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 公示日から過去5年間に於いて、国または地方公共団体からこども・若者支援にかかる相談等業務の受託実績があり、本委託業務の遂行に必要な経験やノウハウを十分に有していること。

5 提出期限

令和7年1月31日（金）17時00分まで（必着）